

第十回 参議院運輸委員会會議録第二十九号

昭和二十六年六月二日(土曜日)午前十一時五十一分開会

委員の異動

六月二日委員金子洋文君辞任につき、その補欠として小泉秀吉君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○モーターボート競走法案(衆議院提出)

○連合委員会開会の件

○理事の補欠選任の件

○委員長(植竹春彦君) 只今より運輸委員会を開会いたします。

モーターボート競走法案を議題に供します。

○鈴木清一君 私はその前にちよつとお語りしたいことがあるのですが、それは御承知の内閣委員会との連合委員会でありまして、昨晚十二時まで連合委員会を開いておつたのでありますけれども、運輸委員会から出席いたしました委員といたしましては、まだ質問が落ちておらないのであります。それにもかかわらず、一番最初の申合せというところから、内閣委員会は昨日を以て打ち切るということになつてゐるようなお話でありますけれども、連合を申込んで何ら発言をすることもできていない状態の下においての連合委員会の打ち切りということについては、非常に各委員会からも異議がありまして、結果といたしまして、社会党の小笠原君からこういう動議が出

た。各委員会から又内閣委員会に連合を申込もうというようなことが動議といたしまして、それが多数で可決いたしましたわけでありまして、従つて私のこゝで申上げたものは、内閣委員会もすでに早くからやらなければならぬ、その前に大体各委員会から又連合を申込むということをやらなければならぬのではないかと。勿論各委員会の自主性によつて決定さるべきことではありますけれども、運輸委員会といたしましては、今申上げましたように、まだ質問通告者が何ら核心に触れた質問もしてゐないで、又総理大臣の出席も要求しておらないというところ、総理大臣も来ておらないというところ、この重要法案をこのまま内閣委員会に一任するということもでき得ないと思ひますので、でき得れば運輸委員会はいま一度この件をお諮りを委員長から願つて頂いて、そして連合委員会をいま一度開くように運輸委員会としては申込むべきである。こういうことをお諮り下されんことを先ず冒頭に申上げて、一つ動議としてお諮り願ひたいと思ひます。

○委員長(植竹春彦君) 只今議題に供せられましたモーターボート競走法案を片付けて頂いて、それからすぐに鈴木さんのことをお諮りしたいと思ひますが、その点は……

○内村清次君 先ほどこれはお互いがお約束したことでありまして、委員長もモーターボートの法案を議題にする、こういうようなことを御発言になつておられますので、鈴木君の提案も重大であります、必ずこの問題は私たちも実は言ひたいのですが、今お願いをして議決をして頂きたいことですから、そのあとで取上げるということにして頂きたいと思ひます。

○鈴木清一君 公報によりますれば今日十時から運輸委員会が開会され、十一時の採決ということでありました。併し御承知のように一時間の時間的ズレがある、それにもかかわらず十一時になつてゐる。この一時間を委員長が見られたというところは、この問題を重要と言へば何ですが、非常に今まで長年月相当問題を残して来ておる問題でありますので、お互いまだ討論もあるだらう、又質疑もあるだらう、大体一時間を目標としてこの問題を解決しようというお心組みで、十時から開会です。十一時に採決ということであつたらうと思ふ。で一時間という時間があるはずだ。併しながら今委員会が開かれて出された件は一時間たつて十一時になつても何も採決になつてゐない。それで連合のはうはすぐ始めなければ今日一日ではなかつた上らないと思ふのです。その前に連合委員会を開くか開かないかという意思を各委員会から通告しなければ向うの態度がはつきりできないと思ふ。そういう関係から言ひますれば、先にこの問題を取上げて決定したあとで、このモーターボートのほうに入りまして、何もそう一日やる仕事ではありませんので、今日中にはできますから、そういう取扱でも差支

えないのではないかと。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) 速記開始。別に質疑もございせんければ、本日の質疑は大体打ち切るように昨日話し合ひができておるわけでありまして、なおそれは内輪のお話でありましたので、ここに改めてお諮り申上げたいと存じます。質疑を打ち切らして、討論に入りたいと存じます、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) 御異議ないと認めてさう決定いたしました。討論をなさいますときには、あらかじめ賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと存じます。

○菊川孝夫君 討論に入るについてお伺ひしたいのですが、討論は今委員長の御宣告では、賛否を明らかにして、こういうお話でございしましたが、これにはやはりいろいろ昨日から御質問を申上げておつて、まだ法案そのものにも不備な点があるように思ふ。こういう点から考えまして、継続審査というふうな意見が賛否の中に含まれるものであるかどうか、この点を一つお尋ねしたい。

○委員長(植竹春彦君) 差支えないと存じます。御意見の中に……

○菊川孝夫君 採決をされるときには、そういう意見が入つたものがあれば、それも考慮して御採決を願へる、

こういうわけですか。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) 速記開始。

○岡田信次君 私は本家に賛成するものであります。本委員会及び地方行政との連合委員会の審議の経過を見ますと、本案に対する非難の要点は、勝舟券を発行することによつて弊害が生ずるというところにあつたと考えられるのであります。が、本法案及びこれが主務官庁たる運輸省の監督指導方針を仔細に検討いたしました見ますと、従来の競輪法或いは小型自動車競走法等に對する政府の取締方針に比較いたしますと、格段の改善が加へられておるものと認められるのであります。この種の競技の通弊は、不正腐敗の防止並びに社会風教上に及ぼす悪影響について必要な法的措置及び監督指導の方策に欠けるところがあつたが故であるう、かように考えるのであります。本法案におきましては、選手或いは審判官の制度、場内秩序の維持に関する指導等、著しく改善されておるばかりでなく、監督指導の省令案につきましても厳しきに過ぐるくらい用意がなされてゐるのであります。全体を通じて弊害は極めて少ないものとも言へるのであります。一面海上唯一の競技でありますし、又機械そのものが交通動力の先驅をなすガスタービンの発達に極めて大なる貢献が期待されるものと考えますので……、なおそのほ

かこの際希望いたして置きたいことは、提案者からも説明がございましたが、地方公共団体或いは国の収入を社会事業に投資いたしまして、又モーターの性能の向上、品質の改善の助成に使用するというように極力公益性を持たしめるように運用せられんことを希望いたしまして、賛成いたします。

○菊川孝夫君 私には本法案に對しまして反対するものでございます。と申しますのは、これはその競技自体が多少他の競馬、競輪等と比べまして弊害があるまいという問題を除く外に射幸行為を伴いますところの地方競馬並びに競輪につきましては、国民の心ある者の非常な批判の対象となつておることを我々は忘れてはならないと思ふのであります。従いまして、この種競技を今後どうし／＼殖やす方向をとるべきであるか、現在のものを成るべく可及的速かに少くして行くべきか。少くして行くようにすべきであらう。そして現在行なつておる競技もその内容を肅正して、真に国民生活に潤いを持たせるといふ程度に私はすべきでなからうかと思ふのであります。これが重要な問題だと思ふのであります。特に競輪法が制定されましたときには、日本のインフレーションを処理しなければいけないというのが最も重要な課題でございまして、大衆の持つておる金を、射幸心を利用して、射幸心を煽つて、国民の持つておる金を一つ吸収しようというの大きな一つの狙いであつて、その集めた金で以つて公共事業を大いにやろうという一石二鳥の狙いであつたと思ふのでありますが、今や大衆の持つております札束という

ものは逐次減少しまして、むしろもう生活にも追われるというような状態ではありますが、人間の弱点といつたしまして、射幸心を追うという心理状態といふものは、これはどうしても拭い去ることはできないのであります。この際、こゝにいつた競技を国がどし／＼と認めて行くといふことになりまふと、すでに農林委員会におきましてはドッグレース、この法案が上程されております。なお又ホースレースの法案並びにドッグレースが仮に国会を通過するといつたしましたならば、引続きまして闘牛法案、牛を喧嘩させて国民に射幸心を煽ろうという計画もなされてゐるというのを聞いております。又闘雞法案と申しまして、雞に喧嘩をさせてこれに賭けをさそうという法案も出すといふことを一部の有志の間に聞いております。なお又小型の自動車の競走をやらせて、これにも車券を賭けて射幸心を利用しよう。いずれもその唱へるところの主張というものは、決して射幸心を煽ろうといふようなことは毛頭ございせん、公共の福祉に寄與するのだ、美辭麗句を並べておりまして、私は本法案を攻撃するものではございませんが、出発点におきましてはいひい出発をいたしましたものも、實際さあ運営に当たりますと、その競走会、連合会等は、何と言つても売上の増大といふことに第一の目標を置きまして、極めて大々的な宣伝を行ひまして、国民をこれに吸収しようとする。観客を吸収しようとする。吸収した曉におきましては、これは病みつきと申しまして、一旦これに深入りをいたしますと、なか／＼拭い去れない。

い。勝つたならば、いわゆる儲かつたならば又行きたい、負けたならば仇討をしたい、こゝにこゝに心理状態になりまして、病みつきになつて、このために、競輪のために幾多健全なる家庭が破壊せられたという事例も巷に溢れておるわけでありまふ。なお試みに競輪場等を一応視察いたしましたときに、そこに集まつておる人たちが、日曜でもない、休日でもないというのに、工場を休み会社を休んで、これに熱狂しておるところの、特に青年層の多いのこゝに對しましては、寒心に堪えないのであります。而も国会議員がこゝにこゝにたのどし／＼とこしらえようといふようなことを、議員立法で以てやつて行こうといふことになりまふならば、これに對しましての国民の批判といふものは、議員立法といふのはどうせこゝにこゝに法案ばかりをこしらへるのだといふような私は批判の目が向いて来ることを、決して恐れるものではないと申すけれども、この点だけは我々は十分に反省をしなければならんと思ふのであります。

以上の諸点から考えまして、冒頭に申し上げましたように、この種の競技は一つ／＼の情勢を脱み合せて慎重に検討されなければならん、かように考える次第なのであります。なお又法そのものにつきましてもいろいろ／＼弊害の起る点に除去したと言われておりますけれども、先ず第一に私はこゝではつきりと申上げておいて、将来若しこの種の会におきまして不正が起りました場合、本案が仮に通過いたしました曉におきまして、不正、不祥事件等が起りました場合には、断乎としてこの点を追及しなければならん、か

ように考えますが故に、特に起るやうな不正、或いは起りやうな点を指摘いたしまして、この際はつきり速記録に残して置きたいと思ふのであります。その第一点は第四條の競走会でございますが、この競走会につきましては、昨年の質疑応答の際にも私はこの種の競走会はずべて飽くまでも公益法人たるその眞の使命を果すようにするために、発起人たるものは県内において広く同好の士或いは有志を募る意味において、公募をすべきであるといふ主張をいたしました。これに對してもあいまいであります。どうも公募ではなしに一部の有志の間において作られて、それが幾つか競合をいたしまするやうな場合には、中にはその認可をめぐりまして問題を発生する一つの問題点をそこに孕んでおります。なお又この競走会の監督権についてであります。別に民法によつて公益法人として主務大臣の監督を受けるだけでありまして、何ら特別の監督権を行使することができないことになつております。併しながらこの種の競走会並びに連合会はどうしても普通の公益法人よりもいろいろ／＼問題を起す危険が多いのでありますからして、主務大臣の強硬なやり方或る程度の監督権、指令権といふものを法律において明確にし置くかなければならんと思ふのであります。それがなされておらないことは、将来問題が起つた場合に、どうしてこれを監督するかという点について疑点があると思ふのであります。なお又この施行の細目につきまして重要な問題の起りやうな点につきまして御説明を求めましたところ、いずれも第二十六條の必要な事項は運輸省令で定

めるのである。すべて省令で定めるのだと言つて、提案者のほうでは説明しておられますけれども、問題の起るやうな虞れのある法律を制定するに當りましては、成るべく問題の起らないやうに国民の権利義務等を制約するやうな法律は、すべてこれは省令に任すべきでなくて、法律によつて規定しなければならんと思ふのであります。そのことがなされておらないのはこの法案の一つの不備だと思ふのであります。以上の点から考えまして、一つは国民の風教上の問題、引續いて起るであろうところの国会に對する国民の批判の点、第三点は弊害を十分に從來よりも改めて、ないようにするといふことを言つておられますけれども、これを法律によつて制約するやうな規定が設けられておらない点から考えまして、隆盛に向へば向うだけ、私は再び競輪の轍を踏む危険が極めて多いことを断言せざるを得ないであります。今から予言せざるを得ないと思ふのであります。私のこの予言、断言が幸いに杞憂に終りましたならば幸甚でございます。恐らく最初出された當時は発起人その他の本心に良心的な活動によりまして、その被害は少いのでありますけれども、月日を経るに従つてその基礎が固まつて、即ち資金、基金等が蓄積されるに従ひましてこれをめぐる醜い争いが繰返されることは、從來この種公益法人の辿つて来た宿命的なコースであることを私たちは忘れてはいけなかつたと思ふのであります。以上のような点からいまして十分再検討しなければならん。従つて急いでこの国会においてこれを決定すべきではなくて、国家全般といった

しましてこの種競技を今後どうするかという大乗的な見地からいたしまして、参議院としてはこの種の法案に對処しなければならぬと思うのであります。そういう点からいたしまして遺憾ながらこの法案に對しましては私は反對するものであります。

○鈴木清一君 私も冒頭にこの法案に對しまして労働党を代表いたしまして反對を申し上げます。いろいろ反對の理由につきましては菊川君のほうからも我々と同じ考え方の上に立つて意見を多分に述べられておりましたので、別な観点から二、三反對の理由を申し上げて置きたいと思ひます。先ず政府の当路者なり又国会議員諸氏が、何か機会あるごとに口にいたします、社会の人たちに對しまして口にいたしまする言葉といいたしましては、よく道義廢類といふことを盛んに叫ばれるのです。例へば過日運輸大臣にいたしましては、今回の法案が成立してみずから監督の任に立たれるという大臣すら道義廢類といふ言葉につきましては、とかく強く叫ばれておつたようでありまして。又我々委員の中でもそうしたことをとき／＼口にされる人があるようでありまして、併しながらこの道義廢類を言うだけでなくして、根本的にどこからかういふ欠陥が出て来るかといふことについていろいろ話になつたこともないし、これに對しまする對策といふものの決意を示されたこともない。そのでき得ない根拠といふものは少くともかういふ法案が議員立法として出して來られるといふこと自体において、すでにそうしたことを、原因を本當に追究するだけの確信のない人たちが余りにも多いことです。而もそれが

政府委員や国会議員の中に多分にあられるという点について、私は遺憾に堪えないのです。例へば先ほど菊川君が申上げましたように競馬、競輪の射倅行為に對して非常に道義的な犯罪が起きておる、それにもかかわらずいつも現象問題を取上げてこの根本問題について責任を持つたことを言われた人たちがいないのであります。そういう意味から行きますれば、先ず第一に道義廢類の原因を、より以上国会議員が議員提出として立法しなければならぬかといふことを考えますときに、むしろ私は国会の權威を失墜するといふことを考えなければならぬと思ひます。先ずこれを立法するための理由付けといいたしまして地方財源云々と盛んに叫ばれるようでありまして、本當の海事普及の眞の目的を以てこれを立法されるならば、むしろその前になげ発案者が海事普及のためにこうした人たちの意見から来るのだと言われておつた、そうしたその言葉を本當に、眞にお考えになるならばむしろ発案者の人々、又議員の我々といひましては、海事普及のために予算委員会を通じて国会に請求する、要求するといふことを先ず第一の我々の任務としてしなければならぬ。然るにもかかわらずこうしたことは一言も皆さんの言葉から出ておらなかつた。それにもかかわらずその人たちの意見によるところの予算によつて海事普及をしようといふお考えから出されたといふことであるならば、私はこれは非常に問題だと思ひます。又地方財政の点につきましても残念でございますが、昨日もお尋ねいたしましたように地方公共団体がこうしたことをやりたいが、どうかといふよ

うなことは一言も言つて来ていない。それにもかかわらず何も法を作つて、言つて來ないのにやるといふような、かういふ欺瞞的な法案を作つて、かういふ法案をどこまでも成立させようとする態度こそおかしいと思ひます。地方財政がそれほど言われておるならば、すでに競輪、競馬といふものをやめておるが、なおこれについてはこれでは足りないならモーターボートを作り、ドッグ・レースを作り、そして地方財政を潤おしてくれといふことを地方から上つて來なければならぬ。それにもかかわらずこのことは上つて來ておらないのに、なぜこれを取上げて議員立法としてやらなければならぬかといふことをお考えになつて當然だと思ひます。それから私は法の不備の点につきましては先ず法案第四條について菊川君が申されましたので、その具體的レース内容について私は一言遺憾の点を申上げたいと思ひます。競輪、競馬と違つて、これは非常に政令においても氣を付けるし、又監督も十分するといふようなことを言われておるようでありましてけれども、競輪や競馬は御承知のように、競馬の場合は人為的にはなか／＼これは不正行為を行へるものではない、レースの上で。といふのは観衆が見てもわかるレースであるからであります。競輪の場合においてはそれは尙更然りであります。それから例へば競輪の選手が途中で不正なレースをやろうとしたとしても、それは観衆にすぐ見えてくるのであり、と同時にその人の一挙手一投足といふものは、そこに金を賭けた人たちの心理から行きまして、これは十分に監視して

おるはずでありまして、なか／＼できるものではない。それにもかかわらずすでにオート・レースのごとき、その弊を示しておりますように機械の問題は決して他人にはわからない。レースをスタートしまして万全なスタートをしておるにもかかわらず、途中において機械が故障すれば、それは絶對的な勝車であるとして認定されておるものでも、途中においてレースを放棄せざるを得ないような状態が起きて來る。その原因が機械にある限りは、機械のどこが悪いのか、そして又御承知のように悪かつたよかつたといふことは絶對にできない。そして又御承知のようにあのモーターである限りにおいては、少くとも機械のどこかをちよつといふなり、足で一つ蹴つても、例へばキャブレター一つで蹴つても、又マグネツトを蹴つても、いつでも機械の故障はできるはずである。そうした点から考えますと、モーターボート・レースにおいて然り。過日私どもも見て頂いて……、モーター・レースのあの状況におきましてもちよつとした所を我がわからない、素人には全然わからない所において、このレースは幾らでも不正にしようとするれば不正にすることが明らかにできる。それは機械がいわゆる駄目になつたのだからレースを投げたと言つたら、これに對する抗議といふものは他人にはでき得ないはずである。この機械の整備をする人間に對してどれだけの責任を負わすのであるかと申しますれば、御承知のうちにこの法案の中に、何らかの機械を整備する人間に對するいわゆる罰則においてこれを取上げておるということがない。普通あるとすればもつと強くして

あるべきであるにかかわらず何らかのしをしていない。レースの内容において。従つて私の申上げたのは、レースそのものを、競輪、競馬に比べまして、より以上人為的に惡質な不正が、ちよつとはたから見えてどうすることもでき得ない点において惡質なレースができるといふことを私は指摘したいのであります。そういうことを質問の内容の中において十分お尋ねするつもりでありましたが、時間がないためにできませんでしたが。残念ながらそうしたことに私はむしろ今までの射倅行為を伴うところの各競技よりも、より一層私は惡質な行為ができるのじやないかといふことも懸念されます。いろいろ反對の理由も他にございしますが、私は内容的には今申上げましたところを最大の原因とし、大きな意味におきましては御承知のように射倅行為を、国会議員がむしろこれを立法して出すようであつたならば、先ず法律の形態といふものをもつと民主的な、そして進歩的な法律形態をとつたところの法律を立法して頂きたい。それと同時に、こうした射倅行為に對しまする問題、この道義廢類を口に……本法案を提出し、この法案に賛成されたかたは、今後道義廢類といふことの原因を若しあなたがたが言われたとすれば、先ずその原因から先に言つて、道義廢類といふ言葉に對して私は責任を持つてもらいたいといふことを、あえて申上げて私の反對の理由といたします。○松浦定義君 私は本競走法案に對しまして第一クラブを代表して反對をするものであります。先ずその理由といたしまする点につきまして以下申上げますが、この法

律の趣旨をいたしまして挙げておられますところの、前段に掲げられておりますモーターボートの性能の向上、或いは品質の改善、更にモーターボートに関する事業の振興、併せて海事思想の普及宣伝、観光事業に資する点等につきましては私は一応了解はできるものであります。後段におきますところの「地方財政の改善を図るために」行うと断定いたしました点につきましては、過日の連合委員会におきまして地方財政委員会の説明では、地方財政に特別に寄與されるものということは考えられないとのこと、更に本法案に不賛成の意思表示をされておる点だと断定せざるを得ないのであります。更に現在社会的に非難の対象となつております競馬、競輪、特に競輪の場合におきましては、非難の点は最大限に除去してあることとあります。したがって、これらの原因となる勝舟券の発売を行うこと自体が残存する限り、その点の発生は阻止でき得ないと考えるのであります。真に目的をいたしますところを遺憾なく發揮いたしますといたしますならば、世上悪評のあります射倂行為を削除した立派な法律とさるべきであると存するのであります。更に本法案の通過を契機といたしまして次々と上程されんといはれております射倂行為の伴うこの種法案は、その数が少なくないと考えられます。特に諸外国におきましては、この種の行為は行われていないと申されている事実からいたしまして、この点について社会的問題として大きくあとへ残ると思ふのであります。かような本法案に對しましては反対するものであります。特に我が国の現状よりいた

しまして、この種競技の発達を図るのことは、我が国の大衆生活の安定と必ずしも一致するものではないということ、先ほど菊川委員も御指摘されておるところでありまして、必ずしもこれらの法案は近く迎へんといたしております講和後において、国民の輿論の上に立つて決定するべきものと信ずるものであります。現状におきまして我が国においては適當なる法案を認められないのであります。私はこの点につきましては反対をいたしたのであります。

最後に一言申し上げるならば、こうした法案が、例えば覚が一致して賛否を明らかにするということにつきましても、私はいろいろ疑義があるものであります。御承知の通りに私の第一クラブにおきましては、あらゆる階層の諸氏がおられますし、特に全国議員といたしまして、全国の代表としてそれらの意見を持つておられる人が多いのであります。それらの代表が口を揃えて反対せられおるところから見まして、必ずしもこれを今直ちに実施しなければならぬ。そのような切迫した法案であるというふうにも考えていないのであります。この点を一応よく、賛成の諸君のおかれた御考慮を煩しまして、先ほど菊川委員もお話になりましたように、大衆の輿論の上に立つて、この種の法案を今後立派なものとして作るべく最大の御努力をされることを特に私は附言いたしまして、以上申し上げました諸点から反対をするものであります。

休憩いたしましたと思います。
午前十一時二十九分休憩
午前十一時三十四分開会
○委員長(植竹春彦君) それでは議事を再開いたします。
別に討論の御発言もなければ、これより本案の採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(植竹春彦君) それでは採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手をお願いいたします。
【挙手者多数】
○委員長(植竹春彦君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て可決いたしました。
爾後の手続は委員長に御一任を願ひます。多数意見者の御署名をお願いいたします。
多数意見者署名
岡田 信次 高田 寛
仁田 竹一 山縣 勝見
前田 穰 村上 義一
前之園喜一郎

○委員長(植竹春彦君) 次に先ほど鈴木委員から御発言の、内閣委員会との連合委員会を要求するの件、これを御相談いたします。
○内村清次君 昨日の連合委員会の際に委員長も御出席なさつておたはずであります。又他の委員のかたもおられたように見受けるわけでありまして、先ず連合委員会の状態はあのようなものであります。御承知のごとく、質問のかたもたくさん残つております。それはそれといたしまして、当委員会におきましては、運輸大臣と約束

もいたしておりますし、当分今回の北海道開港法の一部改正案の中には、この機構の問題につきましても運輸省所管の問題がある。或いは又十二条の項目におきましても、直轄工事その他問題につきましても海運及び陸運の問題が重大な内容を含めて法律として制定されてあるわけでありまして、この問題につきましては、運輸委員会におきましてはすでに決定した問題でありまして、連合審査を申込むというところとは決定された問題であります。そういう未解決なことにつきましては、是非一つこの国会におきまして各大臣の所信を聞いて置かなくてはならない立場にあるのでありますからして、是非とも再度連合委員会を設けてもらうように強力に一つ委員長から折衝して頂くことが第一点。若しそれができなかつた場合におきましては、この参議院規則によりまして、代表者、即ち委員会の発言を必ず実行して頂くということをご決定して頂きたいと思ひます。
○委員長(植竹春彦君) この件につきまして、どうぞ他に御意見があらましたらお述べ願ひたいと思ひます。如何いたしたでしょうか。この連合委員会参加の件であります。

○菊川孝夫君 これは強制すべきことではなくして、内閣委員会御決定願うのであります。実は連合委員会に参加すべく当委員会からも内村君が代表的に御質問申上げるといふわけで、昨日も出たのであります。遂にその発言の時間がございせんでした。従いまして運輸委員会としては連合審査に参加いたしました。何ら発言の機会がございせんでしたので、是非もう一遍連合委員会を開催せられるように要求したいと思ひます。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(植竹春彦君) 他に御意見ありませんか。
○村上義一君 ちよつとお伺ひいたしたいのですが、昨夜半まで連合委員会が継続されたのであつて、而もこの委員会を代表して出席された委員は遂に発言の機会がなかつたというお話を聞いています。恐らく他の委員会から出席している人が多くの時間を要したためだと思ふのであります。併し一面聞くところによりまして、昨日夜半で連合委員会は打ち切ることになつておつたやに伺ふのですが、併し詳細の打合せの事項は承知しないので、どういふ内容でお取りきめになつておつたのか、一応御説明願ひたいと思ひます。
○委員長(植竹春彦君) 昨日の連合委員会におきましては、河井委員長にいて、連合委員会は昨日を以て打ち切りとするという内閣委員会の決定であるから、本日は時間切れにてこれを以て終了するといふ、言葉は多少違ふかも知れませんが、大体においてそういう意味の言葉を以て、今日の午前零時に連合委員会を終了いたしましたので、若しも連合委員会を開催するとならば、本日改めて申込まなければならぬ事情になつております。なお河井委員長はその際に、もう会期もあと一日に切迫した際であるから、内閣委員会自身独自の審査時間も是非必要と考えらるから、本日つまり六月二日は内閣委員会のはうに全部審議の時間を與へられたいことを希望する、希望でありましたか主張でありましたか、そこははつ

もいたしておりますので、委員外発言という形で、運輸委員会を代表して委員外発言、これは第二段として、若しかなければそういう処置をお願いする。こういうふうに一言一つて頂くのが最も穩当ではなからうか、かように考えるのでありますが、如何

○委員長(植竹春彦君) それでは御一任下さつたものと認めまして、委員長

仁田	竹一君
山縣	勝見君
內村	清次君
菊川	孝夫君
小酒井	義男君
前田	穰君
村上	義一君
前之園	喜一郎君
松浦	定義君
鈴木	清一君
甘利	昂一君
運輸省船舶局長	
政府委員	
事務局側	
常任委員	岡本忠雄君
常任委員	
會專門員	古谷善亮君
會專門員	

昭和二十六年六月二十二日印刷

昭和二十六年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所